令和5年第12回教育委員会定例会議事日程

- 1 日 時令和5年11月22日(水) 午前9時30分から
- 2 場 所 島本町役場 3階 委員会室

3 議事

- 第1 会議録確認委員の決定 第2 第26号報告 令和5年度教育費補正予算(案)の臨時代理について 第3 第33号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運 営に関する基準を定める条例の一部改正について 第4 第34号議案 島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部改正につい
- 第5 第35号議案 令和5年度教育費補正予算(案)について

第26号報告

令和5年度教育費補正予算(案)の臨時代理について

教育長に対する事務委任規則(昭和34年島本町教育委員会規則第1号)第3条第1項前段の規定により別紙のとおり処理しましたので、同項後段の規定により報告し、承認を求めます。

令和 5 年11月22日提出

島本町教育委員会 教育長 中 村 り か

令和5年度 教育費補正予算総括表

第26号報告資料

· 禁田										【単位:千円】
							補正予算	補正予算要求額における財源内訳	る財源内訳	
崇	型	Ш	補正前の額	補正要求額	補正後の額		特定財源	財源		担外出了单
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一板別你
教育費	教育総務費	事務局費	6, 592	200	6, 792	0	0	0	0	200
		教 育 せ 力 力	6, 644	114	6, 758	0	0	0	0	114
	幼稚園費	幼稚園費	269	28	634	0	0	0	0	37
	社会教育費	歷史文化資料 館管理費	516	59	545	0	0	0	0	59
		図書館費	21, 953	265	22, 545	0	0	0	0	265
	∜ □		36, 302	216	37, 274	0	0	0	0	972
1	で、一般子用十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	# 1 0 口 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	く当 万 予 万 巨 寿 口 ご	歩く イロ音の すこロ	八冊子、二	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1			

※補正要求額には、職員の人件費(給料、会計年度任用職員以外の職員手当等、共済費)は含まない。※補正前の額等は、今回補正する事業の「節」に関する金額を記載している。

³

【単位:千円】 說明 教育センター所長19、支援講師41 (報酬単価の改正による増額) (報酬単価の改正による増額) (報酬単価の改正による増額) (報酬単価の改正による増額) (報酬単価の改正による増額) (報酬単価の改正による増額) (報酬単価の改正による増額) (報酬単価の改正による増額) (報酬単価の改正による増額) 司書事務補助432、事務職35 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員期末手当 事務職 事務職 50 09 28 26 37 29 125 要求内訳 (会計年度任用職員報酬) (会計年度任用職員報酬) (会計年度任用職員報酬) (会計年度任用職員報酬) (細節) 職員手当等 職員手当等 職員手当等 職員手当等 職員手当等 (諸手当) (諸手当) (諸手当) (諸手当) (諸手当) 報酬 報酬 報酬 報酬 教育センター管理運営事業 29 歴史文化資料館管理事業 37 幼稚園管理運営事業 592 図書館管理運営事業 26 学校支援事業 一般事務事業 88 要水額 歲出內訳説明書 数育センター 費 歴史文化資料 館管理費 事務局費 幼稚園費 図書館費

972

972

第33号議案

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

教育長に対する事務委任規則(昭和34年島本町教育委員会規則第1号)第1条第1項第13号の規定に基づき、議決を求めます。

令和 5 年11月22日提出

島本町教育委員会 教育長 中 村 り か

島本町条例第 号

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年島本町条例第23号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」 に改める。

第37条第3項中「第7条第2項中」の次に「「認定こども園 又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、」 を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第33号議案資料

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(国基準)の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成18年法律第77号)における認定こども園の認定又は認可を受ける ための都道府県への協議について定める規定の整理に伴い、引用条項の改正 を行うもの(第16条関係)。
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(国基準)における特別利用教育の規定に関する読替規定の整理に伴い、所要の改正を行うもの(第37条関係)。
- 3 新旧対照表
- 4 施行期日

公布の日

参考資料

基準を定める条例の一部を改止する条例新旧対照表	る条例新旧対照表
改 正 案	現
(特定教育・保育の取扱方針)	(特定教育・保育の取扱方針)
第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、	第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、
それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状	それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状
祝等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。	況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
(1) 略	(1) 略
(2) 認定こども園 (認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受け	(2) 認定こども園 (認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受け
た施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。)	た施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。)
次号及び第4号に掲げる事項	次号及び第4号に掲げる事項
(3) • (4) 略	(3)・(4) 略
2	2
(特別利用数音の基準)	(特別所) (特別所) (特別所) (特別所)
第37条 略	第37条 略
2 略	2
3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場	3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場
合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設	合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設
型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第7条第3項及び第8条第	型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第7条第3項及び第8条第
2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「認	2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中
定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」	
と、「第19条第1号」とあるのは「第19条第2号」と、「利用してい	「第19条第1号」とあるのは「第19条第2号」と、「利用してい」
る同号」とあるのは「利用している同条第1号又は第2号」と、「の同号」	る同号」とあるのは「利用している同条第1号又は第2号」と、「の同号」
とあるのは「の同条第1号」と、第14条第2項中「第27条第3項第1	とあるのは「の同条第1号」と、第14条第2項中「第27条第3項第1
号に掲げる」とあるのは「第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める	号に掲げる」とあるのは「第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める
基準により算定した費用の」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保	基準により算定した費用の」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保
育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教	育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教
育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ど	育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ど
も」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を	も」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を
除く。)」とする。	孫く。)」とする。

第34号議案

島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部改正 について

教育長に対する事務委任規則(昭和34年島本町教育委員会規則第1号)第1条第1項第12号の規定に基づき、議決を求めます。

令和 5 年11月22日提出

島本町教育委員会 教育長 中 村 り か

島本町教育委員会規則第 号

島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部を改正する規則

島本町立学童保育室設置条例施行規則 (平成16年島本町教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第7条第1項中「別表第1」を「第6条第1項」に改め、同条 第3項中「別表第2」を「第6条第2項」に改める。

第8条中「次の各号」を「前項に規定するもののほか、次の各号」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

条例第7条の規定により保育料(おやつ代を除く。以下この項及び別表第2において同じ。)を減免する場合は、児童の属する世帯の市町村民税額が一定額に満たない場合及び同一世帯から複数の児童が学童保育室に入室している場合とし、その場合における保育料の減免額の基準は、同表のとおりとする。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項の場合における保育料の減免額の基準は、別表第3のとおりとする。
 - 第9条に次のただし書を加える。

ただし、別表第3の4の項に掲げる事由により保育料の減免

を受けようとするときは、休(退)室届(様式第5号)の提出をもって減免申請書の提出に代えることができる。この場合において、休(退)室届の提出があったときは、減免申請書の提出があったものとみなす。

第15条を第19条とし、第11条から第14条までを4条ずつ繰り下げ、第10条の次に次の4条を加える。

(減免の期間)

第11条 減免の期間は、別表第2及び別表第3の適用月の欄に 定めるとおりとする。ただし、同欄に定める期間内であっても、 減免事由が消滅した場合には、その消滅した日の属する月(当 該消滅した日が月の初日であるときは、その月の前月)をもっ て終了する。

(減免の取消し等)

- 第12条 減免を受けた者は、収入その他の事情が変化したことによりその減免区分に該当しなくなったとき(別表第2備考1の規定により市町村民税を前年度分から当該年度分に変更したことによる場合を除く。)は、その旨を速やかに教育長に申し出なければならない。
- 2 教育長は、前項の規定による申出を受けたとき又は減免を受けた者がその減免区分に該当しなくなったことを把握したとき若しくは減免の申請に偽りその他不正の行為があったことを認めたときは、当該減免の期間を短縮し、又はその承認を取り消すことができる。

3 教育長は、前項の規定による処分を行うときは、減免を受けた者に通知するものとする。

(2以上の減免区分に該当する場合の取扱い)

第13条 別表第3に規定する減免区分のうち2以上のものに該当する場合は、減免額の合計が最も大きいものを適用するものとする。

(減免後の保育料額の端数処理)

第14条 第8条第2項の規定による減免後の保育料額に10円 未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第16条中「休(退)室届(様式第5号)」を「休(退)室届」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第2 (第8条関係)

(単位:円)

	保育料の源	成免基準		
児:	童の属する世帯の階層	減免後の保	¹ . 育料月額	適用月
区	分	第1子	第2子以降	
A	生活保護法(昭和25	0	0	申請月
	年法律第144号)に			分から
	よる被保護世帯(単給			当該年
	世帯を含む。)			度 3 月
В	A階層を除き、市町村	0	0	分まで

	民税非課税	也 带					
С	A階層及び	ドB階層を除	2,	5 0 0	1,	2 5 0	
	き、市町村	民税所得割					
	非課税世帯	,					
D	A階層か	1 0 0 , 0	3,	0 0 0	1 ,	5 0 0	
	らC階層	00円未満					
Е	までを除	1 0 0 , 0	4,	5 0 0	2,	2 5 0	
	き、市町	00円以上					
	村民税課	1 8 0 , 0					
	税世帯で	00円未満					
F	あって、	1 8 0 , 0	5,	0 0 0	2,	5 0 0	
	その市町	00円以上					
	村民税の	2 4 0 , 0					
	所得割額	00円未満					
	が右の区						
	分に該当						
	する世帯						

備考

- 1 この表において「市町村民税」とは、4月から8月までの月分の保育料については前年度分、9月から3月までの月分の保育料については当該年度分とする。
- 2 この表において「所得割額」とは、子ども・子育て支援法施行令(平成 2 6 年政令第 2 1 3 号)第 4 条第 2 項第

- 2 号に規定する市町村民税所得割合算額の算定方法の例により算出した額をいう。
- 3 地方税法(昭和25年法律第226号)第323条の規定により市町村民税の減免があり、その旨の申出があった場合は、その額を所得割額から控除して得た額を所得割額とする。
- 4 この表において「第1子」及び「第2子以降」とは、それぞれ同一世帯から学童保育室に入室している児童のうち 最年長の者及びそれ以外の者をいう。
- 5 第 2 子 以 降 の 減 免 後 の 保 育 料 月 額 は 、 入 室 児 童 1 人 当 た り の 保 育 料 月 額 と す る 。

別表第3 (第8条関係)

区八	保	育	料						丰	н						治	4.	生山	^	松		`ক্	ш	П	
区分	の	種	類						事	Щ						/ /仪	兄	剖	百	等		迺	用	月	
	条	例	第	災	害	等	に	ょ	り	不	家	屋	の	全	焼			1	0	割	申	請	月	の	꿒
1	6	条	第	慮	の	損	害	を	受	け	又	は	全	壊				1	U	<u>□,1</u>	月	分	か	5	当
1	1	項	に	た	場	合	で	`	右	に	家	屋	の	半	焼				5	割	該	年	度	3	月
	定	め	る	該	当	す	る	と	き		又	は	半	壊					J	百1	分	ま	で		
	保	育彩	+	年	度	途	中	に	お	い	て	`	勤	務	先	当	月	分	保	育	申	請	月	の	翌
2				若	し	<	は	事	業	の	経	営	が	悪	化	料	(お	Þ	つ	月	分	か	ら	3
2				し	た	ک	と	又	は	不	慮	の	事	故	に	代	を	除			か	月	分	(当
				遭	つ	た	ک	と	に	ょ	り	`	申	請	月	<	0)	額	か	該	申	請	月	の

	の月額収入が減少前3か月ら、申請月翌月の	属 -
	の平均月額収入の5割以下における保る年度	内(
	となった場合護者の収入月分に	限
	月額から推る。)	
	計した当該	
	世帯の年間	
	収入金額に	
	基づく市町	
	村民税額に	
	該当する別	
	表 第 2 に 掲	
	げる階層区	
	分の保育料	
	額を控除し	
	た額	.28 /
	災害その他緊急やむを得な当月分保育教育長い場合として教育長が定め料額に、臨める月	
	る場合に該当し、臨時に休時に休室等	刀
	室等をした場合 をした日数	
3	(25日を)	
	超えるとき	
	は、25	
	日)を25	

																で	除	L	て	得					
																た	数	を	: 乗	じ					
																て	得	た	: 額	į					
				児	童	が	登	室	し	な	V	کل	کے	に	つ						当	該	月	分	
				い	て	Þ	む	を	得	な	٧١	と	認	め	る										
				事	情	に	ょ	り	`	月	0)	初	日	か	ら										
4				末	日	ま	で	の	全	日	数	を	休	室	L		-	1	0 1	割					
4				た	場	合	(当	該	月	0)	前	月	0)	末		-	ı	U 1	□,1					
				日	ま	で	に	`	第	1	6	条	の	規	定										
				に	ょ	る	休	室	の	届	出	が	な	さ	れ										
				て	い	る	場	合	に	限	る	。)													
	条	例	第	別	表	第	2	の	A	階	層	又	は	В	階						申	請	月	分	か
5	6	条	第	層	に	属	す	る	場	合								1	0	割	ら	当	該	年	度
	1	項	に																		3	月	分	ま	で
	定	め	る	食	物	ア	レ	ル	ギ	<u> </u>	に	ょ	り	`	入						申	請	月	分	か
	保	育	料	室	期	間	の	全	日	数	で	お	Þ	つ	\mathcal{O}						ら	当	該	年	度
6	(お	Þ	提	供	を	受	け	な	い	場	合						1	0	割	3	月	分	ま	で
	つ	代	に															1		口,1					
	限	る	0																						
)																								
7	条	例	第	災	害	等	に	ょ	り	不	家	屋	の	全	焼			1	Λ	割	申	請	月	の	꿠
'	6	条	第	慮	の	損	害	を	受	け	又	は	全	壊				1	. 0	口,1	月	分	か	ら	当

	2	項	に	た	場	合	で	`	右	に	家	屋	の	半	焼		E .		該年	度	3)	目
	定	め	る	該	当	す	る	と	き		又	は	半;	壊			5	計	分ま	で		
	保	育彩	ł	別	表	第	2	の	A	階	層	又	は	В	階				申請	月 :	分は	Ĺζ
8				層	に	属	す	る	場	合						1	0	割	ら当	該	年月	度
																			3 月	分 [·]	まっ	で

備考

- 1 区分1及び7に係る申請に当たっては、り災証明書等の添付を要するものとする。
- 2 区分2に係る申請に当たっては、各月の収入(所得税法(昭和40年法律第33号)において課税所得に該当するものに限る。)が確認できる書類等の添付を要するものとする。
- 3 区分3に係る申請に当たっては、当該区分に係る減免後の保育料額の支払をもって、減免を承認したものとみなす。
- 4 区分 5 及び 8 の規定による免除は、別表第 2 に定める保育料の階層区分の決定に基づき適用する。

様式第3号から様式第5号までを次のように改める。

様式第3号(第9条関係)

減免申請書

年 月 日

島本町教育委員会教育長様

保護者住所

氏名

電話

島本町立学童保育室設置条例第7条の規定に基づき、学童保育室保育料の減 免を受けたいので、次のとおり申請いたします。

記

入	氏名(ふりがな	入室分	先学童保育室	学 年
室児童	(第	学童保育室	年生
申請理由	施行規則別表第2 2 災害等により不慮 3 勤務先若しくは事 請月の月額収入が 4 災害その他緊急で 室等となったため	税均等割額及び所に定める減免後の に定める減免後の の損害を受けたた 業の経営が悪化し 減少前の3か月の やむを得ない場合	保育料月額とするため たこと又は不慮の事 平均月額収入の 5 割	がはでである。 はいではなったため かる場合に該当し、臨時に休

(注) 申請理由に応じて、添付書類の提出が必要です。

 承認

 減免
 通知書

 不承認

承	認・不承認の別	承 認 ・ 不承認
減免		年 月分 ~ 年 月分
前の保	児童名	
育料	金額	円
減	Ŷ	年 月分 ~ 年 月分
免後の保	児童名	
保育料	金額	Pi Pi
承	· 認 理由 ·承認	
	条件	

年 月 日付けで提出のあった学童保育室保育料減免申請書については、上 記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

島本町教育委員会教育長

様

【教示】

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内 に島本町教育委員会教育長に審査請求をすることができます。

この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、島本町を被告として(訴訟において島本町を代表する者は、島本町教育委員会となります。)決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号(第9条、第16条関係)

	課	長	係	長	係			担当課使用	欄	
						□システ	テム処ヨ	里		
			(-	(こヨン	室	F			
			1/1~		ركيدر	36.	/==			
								年	月	日
島本町教育委員 教 育	- 124									
		保	護者	住	所	島本町	T .			
) ()	
				氏	名					
				電	話番号	. ()	(呼)	
次の理由により) 、学童(呆育?	室を	(伊	大室 ・	退室)	した	いので、届	け出ます。	
(ふりがな)	()				
児童氏名						,	男	第	学童保育	室
II be II b		-	_		4	H	· 女	(学年)	
生年月日		年	<u> </u>	月]	日生				
休 室 (休室期間)		年	<u> </u>	月	1	日 ~		年	月	Ħ
退 室 (最終登室日)		年	1	月	1	日				
(休室 · 退室)理由	*	転出	出に	伴う退	室の場合	合、転	出先の住所	 電話番号 	分を併
8						ださい。				

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の島本町立学童保育室設置条例施行規 則の規定は、令和6年4月以後の月分の保育料について適用し、 同年3月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

第34号議案資料

島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部改正について

1 提案理由

学童保育室保育料等を変更するため、所要の改正を行うもの

2 議案の概要

学童保育室保育料 (おやつ代含む) を月額定額 8,500円としたことに伴い、世帯の市町村民税課税状況等による減免等を規定するもの

3 新旧対照表

4 施行期日

令和6年4月1日

第34号議案 参考資料 (5)1 辛FIH 去FB日 寺

	改正案	現行
	〇島本町立学童保育室設置条例施行規則	〇島本町立学童保育室設置条例施行規則
(定員) 条例第2条第2項に規定する学量保育室の定員は、 <u>別表第1</u> のとお 第2条 条例第2条第2項に規定する学量保育室の定員は、 <u>別表</u> 17-2。 ただし、教育長は必要があると認めるときは、これを変更する 等がでただし、教育長は必要があると認めるときは、これを変更する 年齢を表する。 (保育料の納入) 保護者は、条例 <u>第6条第2項</u> に定める保育料を利用 3 延長保育を利用した保護者は、条例 <u>別表第1</u> に定める毎月の保育料を翌月1 日本して利用月の翌々月の10日までに納入しなければならない。 (保育料の減免 19-2に対して日の10日までに納入しなければならない。 19-2に対して日の10日までに納入しなければならない。 19-2に対して日の10日までに納入しなければならない。 19-2に対して日の10日までに納入しなければならない。 19-2に対して日の10日までに納入しなければならない。 19-2に対して日の10日までに納入しなければならない。 19-2に対して日の10日までに納入しなければならない。 19-2に対して日の10日までに納入しなければならない。 19-2に対して日の10日までに納入しなければならない。 19-2に対して日の10日までに納入しなければならない。 2 略 19-2に対して日の10日までに納入しなければならない。 2 を 19-2に対して日の10日までに納入しなければならない。 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を		
条例第2条第2項に規定する学童保育室の定員は、別 <u>表第1</u> のとお 57.0。ただし、教育長は必要があると認めるときは、これを変更する。 57.0。ただし、教育長は必要があると認めるときは、これを変更する。 57.0。ただし、教育長は必要があると認めるときは、これを変更する。 57.0。にだし、教育長は必要があると認めるときは、これを変更する。 5.0。に対してきる。 5.0。に対して表現した保護者は、条例 <u>第6条第2項</u> に定める保育料を利用 5.0。に対して利用月の翌々月の10日までに納入しなければならない。 5.0。に対して利用月の翌々月の10日までに納入しなければならない。 5.0。に対して利用月の翌々月の10日までに納入しなければならない。 5.0。に対して利用月の翌々月の10日までに納入しなければならない。 5.0。に対して利用月の翌々月の10日までに納入しなければならない。 5.0。に対して利用月の翌々月の10日までに納入しなければならない。 5.0。に対して利用月の翌々月の10日までに納入しなければならない。 5.0。に対して利用月の翌々月の10日までに納入しなければならない。 5.0。に対して利用月の翌々月の10日までに輸入しなければならない。 5.0。に対して、シを基合し、その他特に減免することが必要であると認める者 5.0。その他特に減免することが必要であると認める者 5.0。その他特に減免することが必要であると認める者 5.0。その他特に減免することが必要であると認める者 5.0。その他特に減免することが必要であると認める者 5.0。その他特に減免することが必要であると認める者 5.0。その他特に減免することが必要であると認める者 5.0。その他特に減免することが必要であると認める者 5.0。その他特に減免することが必要であると認める者 5.0。その他特に減免することが必要であると認める者 5.0。その他特に減免することが必要であると認める者 5.0。その他特に減免することが必要であると認める者 5.0。その他特に減免することが必要であると認める者 5.0。その他特に減免することが必要であると認める者 5.0。その他特に減免することが必要であると認める者 5.0。その他特に減免できによっても 5.0。その他特に減免することが必要であると認める者 6.0。その他特に減免することが必要であると認める者 6.0。その他特に減免することが必要であると認める者 6.0。その他特に減免することが必要であると認める者 6.0。その他特に減免することが必要であると認める者 6.0。その他特に減免することが必要であると認める者 6.0。その他特に減免することが必要であると認める者 6.0。その他特に減免することが必要であると認める者 6.0。その他特に減免することが必要であると認める者 6.0。その他特に減免を受けまるとおいる。 6.0。その他特に減免を受けまると認めする。 6.0。その他特に減免を受けまるとあると認める者 6.0。その他特に減免を受けまるとあると認める者 6.0。その他特に減免を受けまるとあると認める者 6.0。その他特に減免を受けまるとあると認めする。 6.0。その他特に減免を受けまるとあると認めする。 6.0。その他特に減免を受けまる。 6.0。その他特に減免を受けまる。 6.0。その他特に減免を受けまる。 6.0。その他特に減免を受けまる。 6.0。その他特に減免を受けまる。 6.0。その他特に減免を受けまる。 6.0。その他特に減免を受けまる。 6.0。その他特に減免を受けまる。 6.0。その他特に減免を受けまる。 6.0。その他特に減免を受けまる。 6.0。その他特に減免を受けまる。 6.0。その他特に減免を受けまる。 6.0。その他特に減免を受けまる。 6.0。その他特に減免を受けまる。 6.0。その他特に対している。 6.0。その他特に対しまる。 6.0。その他特に対しないる。 6.0。その他特に対しないる。 6.0。その他特に対しないる。 6.0。その他特に対しないる。 6.0。その他特に対しないる。 6.0。その他特に対しないる。 6.0。その他特に対しないる。 6.0。その他特に対しないる。 6.0。その他特に対しないる。 6.0。その他特に対しないる。 6.0。その他特に対しないる。 6.0。その他特に対しないる。 6.0。その他特に対しないる。 6.0。その他特に対しないる。 6.0。その他特に対しないる。 6.0。その他特に対しないる。 6.0。その他特に対しないる。 6.0。をはないるのはないる。 6.	(定員)	(定員)
17.8。ただし、教育長は必要があると認めるときは、これを変更する		2条 条例第2条第2項に規定する学童保育室の定員は、 <u>別表</u>
等料の納入) 保険者は、条例 <u>第6条第1項</u> に定める毎月の保育料を翌月10日ま 第7条 保護者は、条例 <u>別表第1</u> に定める毎月の保育料を翌月10日ま 第7条 保護者は、条例 <u>別表第1項</u> に定める毎月の保育料を翌月10日ま 第7条 保護者は、条例 <u>別表第2項</u> に定める保育料を利用 3 延長保育を利用した保護者は、条例 <u>別表第2</u> に定める保育料を利用 3 延長保育を利用した保護者は、条例 <u>別表第2</u> に定める保育料を指す。4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	ことができる。	にとがでゆる。
保護者は、条例 <u>第6条第1項</u> に定める毎月の保育料を翌月10日ま 第7条 保護者は、条例 <u>別表第1</u> に定める毎月の保育料を翌月1 でに納入しなければならない。 2 略 5保育を利用した保護者は、条例 <u>第6条第2項</u> に定める保育料を利用 3 延長保育を利用した保護者は、条例 <u>別表第2</u> に定める保育業 一括して利用月の翌々月の10日までに納入しなければならない。 6月かつ減免 2 略 7とおして利用月の翌々月の10日までに納入しなければならない。 5条例第7条の規定により保育料(おやつ代を除く。以下この項及び 50とおりとする。 7を登している場合とし、その場合における保育料の減免額の基準は、別数第3のとおる。 7を登上ないて同じ。)を減免すると認める者 5を経じまいて同じ。)を減免すると認める者 7を育料を負担することが必要であると認める者 5を配権に減免することが必要であると認める者 5を配権に減免することが必要であると認める者 6の他権に減免を受けたる。 6の他権に減免するとが必要であると認める者 6の他権に減免することが必要であると認める者 6の他権に減免することが必要であると認める者 6の他権に減免するとする者は、数有長に減免申請者 6の他権に減免するとする者は、数有長に減免申請者 6のの権に対しるとするとすると可能とするとは、数するとは	(保育料の納入)	(保育料の納入)
### できたい 19 日本でに対してはいます。 19 日本でに対してはいばならない。 2 日本に で利用 3 延長保育を利用した保護者は、条例 <u>期 3 延長保育を利用した保護者は、条例別表第2 に</u> 定める保育者 3 延長保育を利用した保護者は、条例 <u>別表第2 に</u> 定める保育者 4 日かの東京 4 日から東京 4 日かの東名 4 日本の東京	第7条 保護者は、条例第6条第1項に定める毎月の保育料を翌月10日ま	
受保育を利用した保護者は、条例第6条第2項に定める保育料を利用 3 延長保育を利用した保護者は、条例 <u>第6条第2項</u> に定める保育料を利用 3 延長保育を利用した保護者は、条例 <u>類6条第2項</u> に定める保育料を利用 3 延長保育を利用した保護者は、条例 <u>類5第2</u> に定める保育料を (保育料の減免) 条例第7条の規定により保育料(おやつ代を除く。以下この項及び 第8条 条例第7条の規定により保育料(おやつ代を除く。以下この項及び 第8条 大室している場合とし、その場合における保育料の減免額の足電が学電保育 なの場合における保育料の減免者とし、その場合における保育料の減免者を負担することが困難なものに対しては、保育料を減免することが困難なものに対しては、保育料を減免することが困難なものに対しては、保育料を減免することが困難なものに対しては、保育料を減免することが困難なものに対しては、保育料を減免することが困難なものに対しては、保育料を減免することが困難なものに対しては、保育料を減免することが困難なものに対しては、保育料を減免することが困難なものに対しては、保育料を減免することが必要であると認める者 第9をにより不慮の損害を受けた者 第9をにより不慮の損害を受けた者 (保育料の減免申請者) (保育料の減免を受けようとする者は、教育長に減免申請者 (様式第 第9条 保育料の減免を受けようとする者は、教育長に減免申請書	でに納入しなければならない。	でに納入しなければならない。
受保育を利用した保護者は、条例第6条第2項に定める保育料を利用 3 延長保育を利用した保護者は、条例別数第2 に定める保育権を利用して利用月の翌々月の10日までに納入しなければならない。 (保育料の減免) 第8条 第2において同じ。)を減免する場合は、児童の属する世帯の直接を開放の児童が学童保育 2 によいて同じ。)を減免する場合は、児童の属する世帯の直接を受けるといる場合とし、その場合における保育料の減免額の基準は、 2 に対しては、保育料を負担することが困難なものに対しては、保育料を減免する 5 をの他特に減免することが困難なものに対しては、保育料を減免する 5 をの他特に減免することが困難なものに対しては、保育料を減免する 5 をの他特に減免することが困難なものに対しては、保育料を減免することが困難なものに対しては、保育料を減免する 5 をの他特に減免申請 5 をの他特に減免する 5 をの他特に減免申請 6 保育料の減免申請 5 をの他特に減免申請 6 保育料の減免申請 6 保育料の減免申請 6 保育料の減免を受けようとする者は、教育長に減免申請 5 をの他特に対しては、教育長に減免申請 6 保育料の減免を受けようとする者は、教育長に減免申請 6 保育料の減免を受けようとする者は、教育長に減免申請 6 とは 6 をを 6 を 6 を 6 を 6 を 6 を 6 を 6 を 6 を 6		
## 14	延長保育を利用した保護者は、条例 <u>第6条第2項</u> に定め	延長保育を利用した保護者は、条例別表第2
	月分一括して利用月の翌々月の10日までに納入しなければならない。	
条例第7条の規定により保育料(おやつ代を除く。以下この項及び 額が一定額に満たない場合及び同一世帯から複数の児童が学童保育 人室している場合とし、その場合における保育料の減免額の基準は、 りとおりとする。 (1) 災害等により不慮の損害を受けた者 (2) その他特に減免することが必要であると認める者 (3) その他特に減免することが必要であると認める者 (4) 後等により不慮の損害を受けた者 (5) その他特に減免することが必要であると認める者 (6) 有料の減免を受けようとする者は、教育長に減免申請書(様式第 第 9条 保育料の減免を受けようとする者は、教育長に減免申請書	(保育料の減免)	(保育料の減免)
第2において同じ。)を減免する場合は、児童の属する世帯の市町村 <u>A室している場合とし、その場合における保育料の減免額の基準は、 Dとおりとする。</u> (1) 災害等により不慮の損害を受けた者 (2) その他特に減免することが必要であると認める者 (3) その他特に減免することが必要であると認める者 (4) 災害等により不慮の損害を受けた者 (5) その他特に減免することが必要であると認める者 (6) その他特に減免することが必要であると認める者 (7) 次害等により不慮の損害を受けた者 (8) その他特に減免することが必要であると認める者 (9) その他特に減免することが必要であると認める者 (1) 災害等により不慮の損害を受けた者 (1) 災害等により不慮の損害を受けた者 (2) その他特に減免することが必要であると認める者 (4) 次害等により不慮の損害を受けた者 (6) その他特に減免することが必要であると認める者 (6) その他特に減免することが必要であると認める者 (6) その他特に減免することが必要であると認める者 (6) その他特に減免することが必要であると認める者 (6) その他特に減免することが必要であると認める者 (6) その他特に減免することが必要であると認める者 (6) その他特に減免することが必要であると認める者 (6) その他特に減免することが必要であると認める者 (6) その他特に減免することが必要であると認める者 (6) その他特に減免申請)		第8条
類が一定額に満たない場合及び同一世帯から複数の児童が学童保育人室している場合とし、その場合における保育料の減免額の基準は、 のとおりとする。 異育物を負担することが困難なものに対しては、保育料を減免すること とする。 との他特に減免することが必要であると認める者 質の場合における保育料の減免額の基準は、別表第3のとおりとす 保育料の減免申請 保育料の減免を受けようとする者は、教育長に減免申請書(様式第 第9条 保育料の減免を受けようとする者は、教育長に減免申請書 保育料の減免を受けようとする者は、教育長に減免申請書(様式第 第9条 保育料の減免を受けようとする者は、教育長に減免申請書		
八室している場合とし、その場合における保育料の減免額の基準は、 一 次の各号のいずれかに該当する者であるとがのほか、次の各号のいずれかに該当する者できる。 (1) 災害等により不慮の損害を受けた者 (1) 災害等により不慮の損害を受けた者 (2) その他特に減免することが必要であると認める者 (2) その他特に減免することが必要であると認める者 (3) 特の減免申請) (4) 疾音料の減免申請 保育料の減免申請 (4) 疾音科の減免申請 (5) をかしまりとする者は、教育長に減免申請書(様式第) (4) 条、保育料の減免を受けようとする者は、教育長に減免申請書(株式第)		
10とおりとする。 ************************************	室に入室している場合とし、その場合における保育料の減免額の基準は、	
<u>頃の場合に規定するもののほか、次の各号</u> のいずれかに該当する者 早育料を負担することが困難なものに対しては、保育料を減免するこ できる。 災害等により不慮の損害を受けた者 その他特に減免することが必要であると認める者 質の場合における保育料の減免額の基準は、別表第3のとおりとす 等料の減免申請) 保育料の減免申請) (保育料の減免申請) (保育料の減免申請)	同表のとおりとする。	
保育料を負担することが困難なものに対しては、保育料を減免するこ できる。 (1) 災害等により不慮の損害を受けた者 その他特に減免することが必要であると認める者 (2) その他特に減免することが必要であると認める者 真の場合における保育料の減免額の基準は、別表第3のとおりとす 等料の減免申請) (保育料の減免申請) (保育料の減免申請) (保育料の減免を受けようとする者は、教育長に減免申請書(様式第 第9条 保育料の減免を受けようとする者は、教育長に減免申請書	2 前項の場合に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者	一 次の各号のいずれかに該当する者で、保育
できる。 (1) 災害等により不慮の損害を受けた者 との他特に減免することが必要であると認める者 頃の場合における保育料の減免額の基準は、別表第3のとおりとす 等料の減免申請) 保育料の減免申請) 保育料の減免を受けようとする者は、教育長に減免申請書(様式第 第9条 保育料の減免を受けようとする者は、教育長に減免申請書	で、保育料を負担することが困難なものに対しては、保育料を減免するこ	IJ
(2) その他特に減免することが必要であると認める者 (2) その他特に減免することが必要であると認める者 (2) その他特に減免することが必要であると認める者 (2) その他特に減免することが必要であると認める者 (2) 有効の場合における保育料の減免額の基準は、別表第3のとおりとす (2) その他特に減免することが必要であると認める者 (保育料の減免申請) (保育料の減免申請) 保育料の減免を受けようとする者は、教育長に減免申請書(様式第) 第9条 保育料の減免を受けようとする者は、教育長に減免申請書	とができる。	ý
その他特に減免することが必要であると認める者 (2) その他特に減免することが必要であると認める者 質の場合における保育料の減免額の基準は、別表第3のとおりとす	(1) 災害等により不慮の損害を受けた者	
頃の場合における保育料の減免額の基準は、別表第3のとおりとす 「保育料の減免申請) 保育料の減免を受けようとする者は、教育長に減免申請書(様式第 第9条 保育料の減免を受けようとする者は、教育長に減免申請書		
 資料の減免申請) 保育料の減免を受けようとする者は、教育長に減免申請書(様式第 第 9 条 保育料の減免を受けようとする者は、教育長に減免申請書	前項の場合における保育料の減免額の基準は、別表第3のとおりと	
育料の減免申請) 保育料の減免を受けようとする者は、教育長に減免申請書(様式第 │第 9 条 保育料の減免を受けようとする者は、教育長に減免申請書	ಶ್ಯ	
保育料の減免を受けようとする者は、教育長に減免申請書(様式第 第9条 保育料の減免を受けようとする者は、教育長に減免申請書	(保育料の減免申請)	(保育料の減免申請)
	申請書(様式第	第9条 保育料の減免を受けようとする者は、教育長に減免申請書(様式第

 1. 別表第3の4の頃に掲げる事 3号)を提出しなければならないときは、休 (退) 室届 (様式第5 (現行
り保責料の減免を受けようとするときは、体(退) 室届(様式第5 程出さもって減免申請書の提出に代えることができる。この場合に 、体(退) 室届の提出があったときは、減免申請書の提出があった かなす。 の期間) 減免の期間は、別表第2及び別表第3の適用月の欄に定めるとお る。ただし、同欄に定める期間内であっても、減免事由が消滅した は、その月の前月)をもって終了する。 その月の前月)をもって終了する。 その月の前月)をもって終了する。 (域免を受けた者は、収入その他の事情が変化したことによりその が成生となくなったとき(別表第2億考1の規定により市町村民 程度分から当該年度分に変更したことによる場合を除く。)は、そ 基代から当該年度分で変更したことによる場合を除く。)は、そ 及分に該当しなくなったとを把握したとき若しくは減免の申請に の地不正の行為があったことを把握したとき若しくは減免の申請に の他不正の行為があったことを認めたときは、対象を受けた者がそ 反分に該当しなくなったことを認めたときは、対象を受けた者がを の他不正の行為があったことを認めたときは、対象を受けた者が多 を分に該当しなくなったことを認めたときは、対象を受けた者が多 を分に該当しなくなったことを認めたときは、対象を受けた者が多 を分に該当しなくなったことを認めたときは、対象を受けた者が多 を分に該当したことができる。 を分に該当する場合の取扱い) 別表第3に規定する減免区分のうち2以上のものに該当する場 後の保育料額の端数処理) 第8条第2項の規定による減免後の保育料額に10円未満の端	3号)を提出しなければならない。ただし、別表第3の4の項に掲げる事	
提出をもつて減免申請書の提出に代えることができる。この場合に 、体 (退) 室届の提出があったときは、減免申請書の提出があった ななす。 の 要	休(退)室届	
- 体 (退) 室届の提出があったときは、減免申請書の提出があった り次す。 の決定) 略 の決定) 減免の期間は、別表第2及び別表第3の適用月の欄に定めるとお 遠免の期間は、別表第2及び別表第3の適用月の欄に定めるとお る。ただし、同欄に定める期間内であっても、減免事由が消滅した は、その月の前月)をもって終了する。 の取消し等) 減免を受けた者は、収入その他の事情が変化したことによりその 分に該当しなくなったとき (別表第2備考1の規定により市町村民 建安かに数育長に申し出なければならない。 度は、前項の規定による申出を受けたとき若しくは減免の申請に の他不正の行為があったことを把握したときは、当該減免の期間を短 又はその承認を取り消すことができる。 とが成免を受けた者による処分を行うときは、減免を受けた者がそ をして、前項の規定による処分を行うときは、減免を受けた者がそ をして、前項の規定による処分を行うときは、当該減免の期間を短 とする。 との減免を分に該当する場合の取扱い) 別表第3に規定する減免を分のうち2以上のものに該当する場 酸免額の合計が最も大きいものを適用するものとする。 後の保育料額の端数処理) 第8条第2項の規定による減免後の保育料額に10円未満の端 第8条第2項の規定による減免後の保育料額に10円未満の端		
の決定) 第1 の決定) 第1 の期間) 減免の期間は、別表第2及び別表第3の適用月の欄に定めるとお 減免の期間は、別表第2及び別表第3の適用月の欄に定めるとお は、その消滅した日の属する月(当該消滅した日が月の初日である しただし、同欄に定めるが開内であっても、減免事曲が消滅した は、その月の前月)をもって終了する。 第1 の取消し等) 減免を受けた者は、収入その他の事情が変化したことによりその 減免を受けた者は、収入その他の事情が変化したことにより者がそ は受かに数当しなくなったとを把握したとき又は減免を受けた者がそ を分に該当しなくなったとを把握したとき又は減免を受けた者がそ を分に該当しなくなったことを把握したとき又は減免を受けた者がそ の他不正の行為があったことを把握したときは、当該減免の申請に の他不正の行為があったことを把握したときは、当該減免の申請に の他不正の行為があったことを把握したときは、当該減免の申請。 区分に該当しなくなったとを認めたときは、当該減免の期間を短 及け、前項の規定による地分を行うときは、減免を受けた者に通知の のとする。 上の減免を受けた者に通知 したする。 上の減免区分に該当する場合の取扱い) 別表第3に規定する減免区分のうち2以上のものに該当する場 域免額の合計が最も大きいものを適用するものとする。 後の保育料額の端数処理) 第8条第2項の規定による減免後の保育料額に10円未満の端 第8条条第2項の規定による減免後の保育料額に10円未満の端	おいて、休(退)室届の提出があったときは、減免申請書の提出があった	
の決定) 略名 の期間) (本の期間) (本の期間は、別表第2及び別表第3の適用月の欄に定めるとおしまる。 ただし、同欄に定める期間内であっても、減免事由が消滅したしまる。 ただし、同欄に定める期間内であっても、減免事由が消滅したしまるができる。 ただし、同欄に定める期間内であっても、減免事由が消滅したして、その月の前月)をもって終了する。 (本の月の前月)をもって終了する。 (本の月の前月)をもって終了する。 (本の月の前月)をもって終了する。 (の取消し等) (対免を受けた者は、収入その他の事情が変化したことによりその分に該当しなくなったとき(別表第2備考1の規定により市町村民産やかに数当となくなったととを把握したとき若しくは減免を受けた者がそびの他不正の行為があったことを把握したときは、当該減免の期間を短い他不正の行為があったことを認めたときは、当該減免の期間を短い他不正の行為があったことを認めたときは、減免を受けた者に通知の地不正の行為があったことを認めたときは、減免を受けた者に通知の上の減免医分に該当する場合の取扱い) (本語の最近による減免を適用するものとする。) (本語の場と大きいものを適用するものとする。) (本語の端数処理) (本語の規定による減免後の保育料額に10円未満の端	ものとみなす。	
略 の期間) 減免の期間は、別表第2及び別表第3の適用月の欄に定めるとお る。ただし、同欄に定める期間内であっても、減免事曲が消滅した は、その消滅した日の属する月(当該消滅した日が月の初日である 、その月の前月)をもって終了する。 の取消し等) 減免を受けた者は、収入その他の事情が変化したことによりその 分に該当しなくなったとき(別表第2備考1の規定により市町村民 母度分から当該年度分に変更したことによる場合を除く。)は、そ 速やかに教育長に申し出なければならない。 長は、前項の規定による申出を受けたとき又は減免を受けた者がそ 区分に該当しなくなったことを認めたときは、当該減免の申請に の他不正の行為があったことを認めたときは、当該減免の期間を短 及けての承認を取り消すことができる。 長は、前項の規定による処分を行うときは、減免を受けた者に通知 のとする。 上の減免区分に該当する場合の取扱い) 別表第3に規定する減免区分のうち2以上のものに該当する場 域免額の合計が最も大きいものを適用するものとする。 後の保育料額の端数処理) 第8条第2項の規定による減免後の保育料額に10円未満の端 第8条第2項の規定による減免後の保育料額に10円未満の端	(減免の決定)	(減免の決定)
の期間) 減免の期間は、別表第2、 る。ただし、同欄に定める。 は、その消滅した日の属す、 その月の前月)をもって の取消し等) 減免を受けた者は、収入・ 分に該当しなくなったとき 年度分から当該年度分に変 年度分から当該年度分に変 年度分から当該年度分に変 を良け、前項の規定による申 区分に該当しなくなったこ の他不正の行為があったこ の他不正の行為があったこ の他不正の行為があったこ 又はその承認を取り消すこ 及はその承認を取り消すこ とは、前項の規定による地 のとする。 別表第3に規定する減免 のとする。 別表第3に規定する減免 が免費の合計が最も大きい 後の保育料額の端数処理) 第8条第2項の規定による	第10条 略	
が免の期間は、別表第22のただし、同欄に定めるでただし、同欄に定めるでは、その消滅した日の属す、その月の前月)をもつての取消し等) 対の取消し等) 対のを受けた者は、収入・ 対に該当しなくなったとき 様免を受けた者は、収入・ 対に該当しなくなったとき を分に該当しなくなったと を分に該当しなくなったこ の他不正の行為があったこ の他不正の行為があったこ 又はその承認を取り消すこ 支は、前項の規定による処 のとする。 上の減免区分に該当する場 別表第3に規定する減免 成免額の合計が最も大きい 後の保育料額の端数処理) 第8条第2項の規定による 第8条第2項の規定による。	(減免の期間)	
5。ただし、同欄に定める は、その消滅した日の属す 、その月の前月)をもって の取消し等) 減免を受けた者は、収入 分に該当しなくなったとき 様免から当該年度分に変 年度分から当該年度分に変 年度分から当該年度分に変 を次に該当しなくなったとき を分に該当しなくなったとき はやかに教育長に申し出な 長は、前項の規定による申 区分に該当しなくなったこ を分に該当しなくなったこ しかなかに教育長に申し出な をかにする所述があったこ の他不正の行為があったこ の他不正の行為があったこ のとする。 したが、前項の規定による処 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 が免疫の会計が最も大きい 後の保育料額の端数処理) 第8条第2項の規定による 後の保育料額の端数処理)	第11条 減免の期間は、別表第2及び別表第3の適用月の欄に定めるとお	
は、その消滅した日の属す その月の前月)をもつて の取消し等) 減免を受けた者は、収入・ 分に該当しなくなったとき 年度分から当該年度分に変 建やかに教育長に申し出な 長は、前項の規定による申 区分に該当しなくなったこ の他不正の行為があったこ 又はその承認を取り消すこ 長は、前項の規定による処 のとする。 しか減免区分に該当する場 別表第3に規定する減免 減免額の合計が最も大きい 後の保育料額の端数処理) 第8条第2項の規定による	とする。ただし、	
、その月の前月)をもって の取消し等) 減免を受けた者は、収入・ 分に該当しなくなったとき 年度分から当該年度分に変 長は、前項の規定による中 及けてでの承認を取り消すこ 長は、前項の規定による処 のとする。 上の減免区分に該当する場 別表第3に規定する減免 成免額の合計が最も大きい 後の保育料額の端数処理)	場合には、その消滅した日の属する月(当該消滅した日が月の初日である	
の取消し等) 減免を受けた者は、収入・ 分に該当しなくなったとき 年度分から当該年度分に変 建やかに教育長に申し出な 長は、前項の規定による申 区分に該当しなくなったこ の他不正の行為があったこ の他不正の行為があったこ の此不正の行為があったこ し他不正の行為があったこ のとする。 したくなったこ のとする。 したくなったこ のとする。 したくなったこ のとする。 したくなったこ のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 にが続の合計が最も大きい 後の保育料額の端数処理) 第8条第2項の規定による 後の保育料額の端数処理)	その月の前月)	
減免を受けた者は、収入子に該当しなくなったとき 年度分から当該年度分に変 速やかに教育長に申し出な 速やかに教育長に申し出な 長は、前項の規定による申 の他不正の行為があったこ 又はその承認を取り消すこ 長は、前項の規定による処 のとする。 しの減免区分に該当する場 別表第3に規定する減免 減免額の合計が最も大きい 後の保育料額の端数処理)	(減免の取消し等)	
年度分から当該年度分に変 年度分から当該年度分に変 速やかに教育長に申し出な 長は、前項の規定による申 区分に該当しなくなったこ の他不正の行為があったこ の他不正の行為があったこ の他不正の行為があったこ のとする。 上の減免区分に該当する場 別表第3に規定する減劣 域免額の合計が最も大きい 後の保育料額の端数処理) 第8条第2項の規定による 第8条第2項の規定による 第8条第2項の規定はる 第8条第2項の規定による	減免を受けた者は、収入その他の事情が変化したこ	
年度分から当該年度分に変 速やかに教育長に申し出な 長は、前項の規定による申 区分に該当しなくなったこ の他不正の行為があったこ 又はその承認を取り消すこ 長は、前項の規定による処 長は、前項の規定による処 のとする。 いとする。 別表第3に規定する減免 (統領の合計が最も大きい 後の保育料額の端数処理) 第8条第2項の規定による	滅兔区分に該当しなくなったとき (別表第2備考1の規定により市町村民	
速やかに教育長に申し出な 長は、前項の規定による申 区分に該当しなくなったこ の他不正の行為があったこ 又はその承認を取り消すこ 長は、前項の規定による処 のとする。 上の減免区分に該当する場 別表第3に規定する減免 成免額の合計が最も大きい 後の保育料額の端数処理)) (T)	
長は、前項の規定による申園 区分に該当しなくなったこの他不正の行為があったこの他不正の行為があったことはその承認を取り消すことは、前項の規定による処のとする。 上の減免区分に該当する場別表第3に規定する減残額の合計が最も大きい。 後の保育料額の端数処理)	の旨を速やかに教育長に申し出なければならない。	
区分に該当しなくなったこの他不正の行為があったこ 又はその承認を取り消すこ 長は、前項の規定による処 のとする。 上の減免区分に該当する場 別表第3に規定する減免 成免額の合計が最も大きい 後の保育料額の端数処理)		
の他不正の行為があったことを認めたときは、当該減 又はその承認を取り消すことができる。 長は、前項の規定による処分を行うときは、減免を受 のとする。 上の減免区分に該当する場合の取扱い) 別表第3に規定する減免区分のうち2以上のもの 域免額の合計が最も大きいものを適用するものとする 後の保育料額の端数処理) 第8条第2項の規定による減免後の保育料額に1	の減免区分に該当しなくなったことを把握したとき若しくは減免の申請に	
又はその承認を取り消すことができる。 長は、前項の規定による処分を行うときは、減免を受 のとする。 上の減免区分に該当する場合の取扱い) 別表第3に規定する減免区分のうち2以上のもの 減免額の合計が最も大きいものを適用するものとする 後の保育料額の端数処理) 第8条第2項の規定による減免後の保育料額に1		
長は、前項の規定による処分を行うときは、減免を受 のとする。 上の減免区分に該当する場合の取扱い) 別表第3に規定する減免区分のうち2以上のもの 減免額の合計が最も大きいものを適用するものとする 後の保育料額の端数処理) 第8条第2項の規定による減免後の保育料額に1	縮し、又はその承認を取り消すことができる。	
<u>のとする。</u> 上の減免区分に該当する場合の取扱い) 別表第3に規定する減免区分のうち2以上のもの 域免額の合計が最も大きいものを適用するものとする 後の保育料額の端数処理) 第8条第2項の規定による減免後の保育料額に1		
上の減免区分に該当する場合の取扱い) 別表第3に規定する減免区分のうち2以上のもの 減免額の合計が最も大きいものを適用するものとする 後の保育料額の端数処理) 第8条第2項の規定による減免後の保育料額に1	するものとする。	
別表第3に規定する減免区分のうち2以上のもの 域免額の合計が最も大きいものを適用するものとする 後の保育料額の端数処理) 第8条第2項の規定による減免後の保育料額に1	(2以上の減免区分に該当する場合の取扱い)	
(後の保育料額の端数処理) (第8条第2項の規定による減免後の保育料額に1	خك	
第8条第2項の規定による減免後の保育料額に1	<u> 1137、次元欧・日前が 状のへて、 0.7 で過ぎ、 9.5 で、 9.5 (</u> (減免後の保査料額の端数処理)	
	第8条第2項の規定による減免後の保育料額に1	

松 下 泰	.fkd			現行	
数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	ものとする。				
第15条 略			第11条	路	
第16条 略		無	第12条	路	
第17条 略		無	第13条	路	
第18条 略		無	第14条	路	
第19条 略		無	第15条	路	
別表第1 (第2条関係)		周	別表	(第2条関係)	
路				略	
別表第2(第8条関係)					
	(単位:円)	(H)			
保育料の減免基準					
	減免後の保育料月額	適用月			
児軍の属する世帯の階曽区分	第1子 第2子以降				
生活保護法(昭和25年法律第	#	申請月分			
A 144号) による被保護世帯	<u>0</u> <u>0 から当該</u>	う当該			
(単給世帯を含む。)	年	年度3月			
A階層を除き、市町村民税非課 B 税世帯	0	かまぐ			
A 階層及びB 階層を除き、市町 <u>C</u>	2, 500 1, 250				
D A 階層から C 100,000円未満	3, 000 1, 500				
<u> </u>	4, 500 2, 250				
. (II)					
F 対民税の所得240,000円未満 割額が右の区	5, 000 2, 500				
1 / 1 2 % 1		Ī			

	粉正劵			田 田
	<u> </u>			
備考				
1	この表において「市町村	4月から8月ま	までの月分の保	
	<u>育料については前年度分、9月から3月までの月分の保育料について</u> ヰ************************************	の月分の保予	首挙について	
2	<u>はヨ欧十及カニケる。</u> この表において「所得割額」とは、子ども・子育て支援法施行令(平	子育て支援	法施行令 (平	
İ	松	号に規定する	る市町村民税	
	所得割合算額の算定方法の例により算出した額をいう。	額をいう。		
လ		323条の	23条の規定により市	
	町村民税の減免があり、その旨の申出があった場合は、		その額を所得	
	割額から控除して得た額を所得割額とする。			
4	この表において「第1子」及び「第2子以降」とは、		それぞれ同一	
	世帯から学童保育室に入室している児童のうち最年長の者及びそれ) ち最年長	り者及びそれ	
	以外の者をいう。			
Ŋ	第2子以降の減免後の保育料月額は、入室児童1人当たりの保育料	児童1人当7	たりの保育料	
	月額とする。			
別表第	別表第3(第8条関係)			
区分	田庫	减免割合等	適用月	
	条例第災害等により不家屋の全焼	4	申請月の翌	
	6条第慮の損害を受け又は全壊	10割		
П	1 項 にた場合で、右に該定める当するとき 又は半壊保育料	20 事	該年度3月 分まで	
	年度途中において、勤務先若し当月5		申請月の翌	
	J.	<i>A</i> 12	月分から3	
2		î	か月分(当芸芸品書	
	こいより、中間月の月蝕収入が中間月におりる減少前3か月の平均月額収入保護者の収入月	_ i	数月の属す	
-		il.		

現行		
	額から推計したる年度内の当該世帯の年間月分に限収入金額に基づる。)く市町村民税額に該当する別表第2に掲げる階額を控除した額額を控除した額数有長が定当月分保育料額数有長が定は、臨時に休室める月分等をした日数なと5で除日)を25で除して得た数を乗して得た数を乗して得た数を乗じて得た額	1 0割 当該月分 1 0割 与当該年度 3月分まで 申請月分か 申請月分か ら当該年度 1 0割 3月分まで 1 0割 3月分まで
改正案	の5割以下となった場合 額から推計した 当該世帯の年間 収入金額に基づく (本市町村民税額 に該当する別表 第2に掲げる階 第2に掲げる階 場合として教育長が定める場に、臨時に休室 合に該当し、臨時に休室等をし等をした日数 た場合 (25日を超えるとうで除た た場合 10を25で除 10を25で除 10を25で除 10を25で終 10を25を終め 10を25を終め 10を25を経験 10を25を経験 10を25を経験 10を25を経験 10を25を経験 10を25を経験 10を25を経験 10を25を経験 10を25を終し 10を25を経験 10を25を経験 10を25を発験 10を25を終し 10を25を経験 10を25を終し 10を25を経験	児童が登室しないことについてやむを得ないと認める事情により、月の初日から末日までの金目数を休室した場合(当該月の前月の末日までに、第16条の規定による休室の届出がなされている場合に限る。) 別表第2のA階層又はB階層に属する場合 間の全日数でおやつの提供を受けない場合
	<u></u> ෆ	4

現行	
改正案	条例第 家屋の全 本屋の金 中請月の翌 6 条第災害等により不慮の焼又は全 10 割 月分から当 2 項に損害を受けた場合機 5割 (ためるで、右に該当すると家屋の半機を入け、場合性 5割 (保育科 き 度のよけ、場合性 機又は当機及は、別級部間書等の添付を要すであるのとする。 (原する場合 10 割 分まで (原する場合 3月分まで (上属する場合 10 数 20 人 階級 20 人 階級 20 人 階級 20 人 階級 20 人 10 人

現行	様式第3号	様式第3号(第9条関係)	減免申請書	年 月 日	保護者住所	ES	想謝	島本町立学童保育室設置条例第7条の規定に基づき、学童保育室保育料の減 免を受けたいので、次のとおり申請いたします。	2號	EAS (ふりぶな) 学 年 年 年 番車 株園区分 保育料		室 章 学童保育室	現 () 年生 童 章 学者保育室		第 学童保育室	・天災等不慮の災害に遭ったため 申 ・母子家庭もしくは父子家庭の者であって前年度中の世帯合計所得が生活保護法第8条 請 第2項に定める当該年度基準額の1.3倍以下であるため	ENCOD: ##	(注)申請理由に応じて、添付書類の提出が必要です。
改正案	<u> </u>	様式第3号(第9条関係)	減免申請書	年 月 日 島本町教育委員会 教 育 長 様	保護者住所	氏名	異劇	島本町立学童保育室設置条例第7条の規定に基づき、学童保育室保育科の減 免を受けたいので、次のとおり申請いたします。	2#	入 氏名(ふりがな) 入電先学童保育室 学 年 室 () (((() (() () () () () () () () () ()) () () () () () () () ()) () () () () () () () () () () () () ()) () () ()	現 第 学童保育室 年生	該当する項目に「〇」をしてください。	1 保護者の市町村民税均等割額及び所得割額に基づき、場本町立学童保育室設置条例施行規則別表第2に定める款免務の保育料日額とするため。	01 00		メエバンの本法でいる方ができます。金属をいたったがある。を対してルギーにより、人名類間の全日数でおやしの機供を受けないためその価		(注) 申請理由に応じて、添付書類の提出が必要です。

		改正案	現行
様式第4号			<u>様式第4号</u>
操	據式籍4号(第10条関係)	中	學八萬4 中(第10条關係)
		承 認 滅後 滅免	新
- 大	承認・不承認の別	承 點 · 不承認	来题· F 来题 0
漢宪		年月分~ 年月分	年 月分 ~ 年
推 の命	児童名		(2) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7
经 柳 菜	金 額	E	
賞4		年 月分 ~ 年 月分	後
光級のご	児童名		田田 職 學 和
张 紅 葵	会	E	数 年 月分 年 月分
100 to	承 認 理由 不承認		(A)
<u> </u>	条件		
· の理	年 月 日作とおり決定したので通知	年 月 日付けで提出のあった学童保育直保育斡旋免申請書については、上記のとおり決定したので通知します。	在 一
		年 月 日	
		島本町教育委員会教育長	田野 電子
	娄		· 本語
			操作
【形類】	示】 の決定に不服があるとき	は、この道宮糠を受け扱った日の翌日から慰難して3か月以内	年 月 日付けで臨出のあった学館保育直保育技術の理解部については、上語のとおり栄育したので過ぎします。
祖リ	本門教育教員会教育長にの通知書を受け取った日の通知書を受け取った日によりません。	に島本町教育委員会教育長に審査請求をすることができます。 1.0 通知事務を見れ扱いもの数日かの原理してもか見が内に、最本町を被告として(解数 1.1.1.7 ほよせい (4.1.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4	中 月 中
関する	い、国今の名代式する。ることができます。	「4、車手!数工寮国出行会シェニ。) 欠併の英語しの際 岩倉	B. 片門數據機面依裝斯原 線

# 5 (火山米 ドコロ	
係 展 係	様式第 5 号	様式第5号
職 長 係 長 係		
4年 月 日	係 長 係 ロシステム処理	長 係 長 係 □システム処理
10 会 様	(退)	(远)
保護者 住 所 <u> </u>	4 月	兼
(ふりがな) (((((((((((((((((((住 所	住所
6) 学童保育室を (体室・退室) したいので、届け出ます。 (ふりがな) (呼) 次の理由により、学童保育室 (学童保育室 年 月 日生 本 月 日本 年 月 日 日本 年 月 日 本 年 月 日 本 年 月 日 本 年 月 日 本 (休室期間) 年 (休室期間) 年 年 月 日 本 (株室期間) 日本 本 上でご記入ください。	(ふりがな) () 氏 名)
9、学童保育室を (体室・迅室) Lたいので、届过出ます。 (ふりがな) (ふりがな) (い童 氏者) (学年) (学年) 年 月 日生 本 月 日 年 年 月 日 (株室期間) 年 年 月 日 年 月 日 本 年 月 日 (株室期間) 正 金 章) 理由 ※ 転出に伴う退室の場合、転出先の住所・電話番号を併せてご記入ください。 (株室・迅室) 理由 ※ 転出に伴う退室の場合、転出先の住所・電話番号を併せる。		$\begin{array}{c} \\ \\ \\ \end{array}$
年月日生 本 (学年) 年月日日 年月日日 年年月日 年年月日 年月日日 年月日日 年月日日 (休室期間) 全年月日 年日日日 年月日日 (休室期間) 3)理由※ 転出に伴う迷惑の場合、転出先の住所・電話番号を併せ せてご記入ください。		・ 退室) したいので、
年 月 日生 女 (学年) 年 月 日 年 年 月 日 年 月 日 年 月 日 2) 理由 ※ 転出に伴う退室の場合、転出先の住所・電話番号を併せてご記入ください。 (休室・迅室) 理由 ※	**************************************	() 無 (
年 月 日 年 年 日 日 年 年 日 日 年 年 日 日 本 (休室期間) 連 室 金 (最終登室日) 2) 理由 ※ 転出に伴う遊客の場合、転出先の住所・電話番号を併せてご記入ください。	日 年 月 日生 女 (日 年 月 日生 女 (
(最終整金目) 年 (最終整金目) 年 (最終整金目) 2 (「	年月日~ 年月	年 月 日~ 年
※ 転出に伴う退室の場合、転出先の住所・電話番号を併せてご記入ください。	年 月	年 月
	*	

第35号議案

令和5年度教育費補正予算(案)について

教育長に対する事務委任規則(昭和34年島本町教育委員会規則第1号)第1条第1項第13号の規定に基づき、議決を求めます。

令和 5 年11月22日提出

島本町教育委員会 教育長 中 村 り か

教育費補正予算総括表 令和5年度

第35号議案資料

歳出										【単位:千円】
							補正予算	補正予算要求額における財源内訳	,財源内訳	
款	鬥	Ш	補正前の額	補正要求額	補正後の額		特定財源			1000年
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	加文尺1 (45)
	教育総務費	教育センター 費	291	92	298					92
数 本 本	7. 珍珠	学校管理費	82, 371	1,843	84, 214					1,843
类 正 式	以 上 上 上	教育振興費	6, 419	12, 200	18,619					12, 200
	中学校費	学校管理費	37,073	100	37, 173					100
	↓ □		126, 154	14, 219	140, 373	0	0	0	0	14, 219
· 二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	今浦土町で銀子は、			- 居丁(一治)。 近年でに 一夫 (くく . の。	。6 ^ / 子品					【単位:千円】
	要求額	事業名	44 A	節 (約	(細質)	要求内訳		說明	EF	1
数育センター 費	92	教育相談事		旅費 費用弁償		92	(会計年度任用職	(会計年度任用職員の任用状況による増額)	る増額)	
学校管理費 (小学校費)	397	397 学校管理事業		旅費 費用弁償		397	(会計年度任用職	(会計年度任用職員の任用状況による増額)	る増額)	
	350			需用費 燃料費		350	ニ小LPガス (ガス使用量の増加による増額)	加による増額)		
	1, 096			備品購入費 庁用器具費		1,096	学校管理備品 (クラス数増加による増額)	よる増額)		
教育振興費 (小学校費)	12, 200	教育振興事業		需用費 消耗品費		12, 200	教科書・指導書 (小学校使用教科:	秋春・指導書 (小学校使用教科書の採択替えによる増額)	る増額)	
学校管理費 (中学校費)	100	100 学校管理事業		需用費 燃料費		100	中学校LPガス (ガス使用量の増加による増額)	加による増額)		

14, 219

14, 219

債務負担行為 [設定]

								【単位:千円】
	開開			限度名	限度額における財源内訳	(内訳		
事項	(員)	限度額		特定財源	 対源		四个十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	設定理由
	(至)		国庫支出金	府支出金	地方債	その他	—— 加太月 ()保	
町立小中学校・保育所給食田を共開す	令和5年度	400	C	C	C		C	令和 6 年度当初から業務を開始で * 7 しょ へをローケーロー
五良な踊入(この小子子饮部分)	令和6年度	180, 034	0	O		180, 634	0	さるよう、うわ5年及中に来約2締結する必要があるため。
<i>49</i> 7 L ₩ 11 E ← 4 7K ← 4 b K ← 1 . ← 4	令和5年度		C	C	C	C		速やかに工事に着手する必要があって、
可工小中子校捐的政備以修	令和6年度	25, 378	0	0	0	0	25, 378	らしとから、行和 5 中度中に炎約を締結する必要があるため。
町立第二小学校北館校舎長	令和5年度	C L		C	C	C	C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	速やかに工事に着手する必要があって、ここと、
寿命化改修設計業務委託	令和6年度	15,870	0			O	15,870	のことがる、古仲3年及中に类約を締結する必要があるため。
電子複写機賃貸借(小・中台が、	令和5年度	760 11		C	C	C	760 11	令和 6 年度当初から使用を開始できるとう。
子仪、刈畑園、教目でノタ一)	令和10年度	14, 937	0	D.)	14, 937	このよう、も付う牛及干に条約と締結する必要があるため。